

意見書第3号

県議会の一連の疑惑の真相を明らかにし、
改革を求める県民の声に応えることを求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和8年9月25日

提出者 市議会議員 徳 永 克 子

提出者 市議会議員 二 保 茂 則

提出者 市議会議員 田 中 建 一

提出者 市議会議員 藤 本 廣 美

提出者 市議会議員 西 岡 淳 輔

提出者 市議会議員 小 原 義 和

提出者 市議会議員 小 堤 千 寿

提出者 市議会議員 小 森 隆 義

提出者 市議会議員 園 田 良 恵

提出者 市議会議員 森 山 賢

提出者 市議会議員 大 杉 茂 貴

行橋市議会議長 井 上 倫太郎 様

提出先 福岡県知事

県議会の一連の疑惑の真相を明らかにし、
改革を求める県民の声に応えることを求める意見書

現在、福岡県議会において、議長・副議長をはじめとする議会内の役職の選任等をめぐる金品授受の疑いや、海外視察に係る不透明な公費支出の疑いが相次いで報道され、県民の県議会に対する信頼を著しく損なう事態が生じている。

福岡県議会は、この度の一連の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、二度とこのような事態を招くことのないよう実効性のある再発防止策を講ずるとともに、県民に対して開かれた、公正で透明性の高い議会運営を実現してもらうために、以下 3 点を強く要望する。

1. 議員の責務及び遵守すべき政治倫理規準を明らかにする「福岡県議会政治倫理条例」を早期に制定し、県民の県議会に対する信頼の回復に努めること
2. 海外視察については、視察の目的、費用、成果、情報公開のあり方を厳格に検証し、改革が断行されるまでは一切の視察を行わないこととする
2023年度以降のすべての視察について徹底検証し、不適切な支出が明確になれば参加議員が返還する事
3. 議長・副議長ポストをめぐる金銭授受疑惑について、「長年の慣例」と証言があり、現職県議だけでなく議長・副議長経験者など元職を含めた徹底的な調査・究明を行い、県民への説明を行うこと。事実であれば、当該現職議員は政治的、道徳的責任をとってただちに辞職すること

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

行 橋 市 議 会